最終更新日：2015年6月30日

大日精化工業株式会社

代表取締役社長　高橋　弘二
問合せ先：取締役　推進機構担当　榊原　俊哉
証券コード：4116
http://www.daicolor.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め 、社会に貢献していくため、コーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題の一つであると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三井住友銀行	4,412,000	4.74
三井生命保険株式会社	3,273,000	3.51
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,005,000	3.22
株式会社みずほ銀行	2,903,000	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,851,000	3.06
みずほ信託銀行株式会社	2,750,000	2.95
大日精化従業員持株会	2,522,840	2.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,855,000	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,854,000	1.99
高橋　靖	1,814,124	1.94

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀧野　裕之	他の会社の出身者								○			
山田　恒太郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧野　裕之	○	瀧野裕之氏は、当社が製品の販売や原材料を購入する取引先会社の代表者ですが、当該会社との取引実績（平成27年3月期実績）は、当社の売上高に占める当該会社への売上高は1%未満、取引内容は当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供ではなく、当該会社の売上高に占める当社の購入高（平成27年3月期実績）は約1%となっています。 その性質、規模に照らして、当該会社は、当社の主要取引先に該当せず、かつ当社を主要な取引先とする会社にも該当しません。したがって、同氏は一般株主と利	企業経営者として、社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化など、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であります。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

		益相反が生じるおそれはないものと考えます。	
山田　恒太郎	○	山田恒太郎氏は、当社が工場の建設や設備の設置等を発注している取引先会社の業務執行者の出身ですが、平成25年3月に当該会社を退職し、現在に至っております。取引内容は当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供ではなく、当該会社の売上高に占める当社の発注額（平成27年3月期実績）は1%未満となっています。その性質、規模に照らして、当該会社は当社の主要取引先に該当せず、かつ当社を主要な取引先とする会社にも該当しません。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範で、かつ高度な視点から当社の企業活動に有益なアドバイスが期待できる人材であります。当社と山田氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と内部監査部門との連携は、両者は互いの監査計画を基に監査の進捗状況を確認し、また内部統制の体制整備及び運用状況の監査で連携し、適宜会合を持って、情報の共有化に努め、業務監査の効率性を高めております。
監査役と会計監査人との連携について両者は四半期及び期末、その他必要に応じて会合を開催し、監査役の監査計画と会計監査人の監査計画を基に、お互いの監査の状況を確認すると共に、会計監査人の監査実績、内部統制の整備・運用の監査、重要な会計基準の変更、重要な事実の有無等について相互に意見・情報交換及び内容確認を行っております。社外監査役も会計監査人との定期的会合等に出席し、発言をして、連携を強めております。
会計監査人と内部監査部門の連携については、会計監査人は内部監査部門から監査計画と監査実績について適宜報告を受けております。このほかにも両者は必要に応じて、適宜情報交換を行い、監査機能の充実に努めております。
内部監査部門、監査役会、会計監査人は、内部統制関連部門との間で、年度目標の立案と進捗状況等に関して情報の共有化を図り、業務の適法性及び適正性、効率性等を確保する機能に対して監査機能の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石山　弘	税理士										△			
永島　一夫	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石山　弘	○	税理士である石山弘氏と当社は、顧問税理士契約を結んでおりましたが、すでに当社の税務顧問を退任しております（平成25年3月8日退職）。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	有識者でありステークホルダーの立場に立った公正で透明性の高い監査が期待できる人材であります。また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
永島　一夫	○	永島一夫氏は、当社が製品の販売や原材料を購入する取引先会社の出身ですが、平成26年3月に当該会社を退職し現在に至っております。当該会社との取引実績（平成27年３月期実績）は、当社の売上高に占める当該会社への売上高は1%未満、取引内容は当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供ではなく、当該会社の売上高に占める当社の購入高（平成27年3月期実績）は1%未満となっています。その性質、規模に照らして、当該会社は、当社の主要取引先に該当せず、かつ当社を主要な取引先とする会社にも該当しません。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	有識者でありステークホルダーの立場に立った公正で透明性の高い監査が期待できる人材であります。また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員の基本報酬及び賞与は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準を定めることを基本としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、常勤監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。
なお、当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額は以下の通りであります。

取締役（社外取締役を除く）総額293百万円（基本報酬額297百万円退職慰労金△3百万円）員数12名
監査役（社外監査役を除く）総額41百万円（基本報酬38百万円、退職慰労金3百万円）員数2名
社外役員 総額17百万円（基本報酬16百万円、退職慰労金1百万円）員数3名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の基本報酬及び賞与は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準を定めることを基本としております。
なお、報酬等の決定にかかる手続きは、「役員報酬規程」として明文化しております。
また、役員の退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役は社長室が、社外監査役は監査役室が、定期的に開催される取締役会に上程する議案について、資料等の準備及び情報提供を行うとともに、要請があれば都度補足説明を行っています。
社外取締役の当社における業務をサポートするにあたっては、まず、社長室が窓口となり、社外取締役が情報収集等を行うにあたっての支援を行うと同時に、社外取締役が社内取締役を通じて、あるいは直接使用人に対して、報告を求めることができることとしています。
また、監査役及び監査役会の職務を補助するものとして兼務者2名のスタッフを配置しており、社外監査役の求めに応じて業務補佐を行っております。
また、月度定例および必要な都度開催する監査役会において、取締役会・監査役会の議題、その他重要案件につき、必要な情報や資料を共有し、月次監査調書にもとづいて、常勤監査役が監査役監査の実施状況および結果について報告を行うことにより、監査役会としての承認を得ております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1　取締役会は平成27年6月30日現在、11名の取締役（社外取締役2名含む）からなり、当社グループの経営に関する重要事項を決議しております。
経営の意思決定の執行を迅速化し、業務運営責任の明確化を進めるために執行役員をおいております。

2 「経営戦略会議」は、グループ全体の経営体制に関する重要な意思決定の事前審議の場として、関係する取締役の参加により適宜開催しております。

3 「特類専門会議」は、グループ全体の部門経営の意思決定に関する上申及び活動報告の場で、適宜テーマを選定し、月2回程度開催しております。これにより、出席者である取締役、常勤監査役、事業部長、部門責任者で情報を共有し、意見交換しております。

4 「損益管理委員会」は、経理・財務本部、事業管理本部、総務・人事本部、技術管理本部、施設・設備本部、購買本部、社長室の部門責任者を常任委員とし、当社グループの中期計画、予算の審議、設備投資に関する審議、損益管理を行う組織であり、案件により事業部、事業所代表者を招集する等、機動的に審議を行っております。

5　監査役会制度を採用しており、その監査役会は平成27年6月30日現在、4名の監査役（うち社外監査役2名）からなり、法令・定款に従い監査役会の監査方針と年度監査計画を定めるとともに、取締役会等の重要な会議へ出席（発言を含む）し、議事録・稟議書等の重要書類の閲覧等により、取締役の職務の執行状況を監査して、各監査役の監査報告に基づき監査意見を表明しております。
監査役会は内部監査部門および会計監査人と、定期的に情報交換を行って、組織的かつ効率的な監査を実施しております。また、代表取締役との定期会合をもち、経営方針を確認するとともに、監査上の重要課題等について意見を交換しております。

6　内部監査の独立部門として、「内部監査室」を設置しております。「内部監査室」は、業務に精通し高度な専門知識を持ったスタッフにより構成され、業務を合法性と合理性の観点から客観的に検証・評価を行っております。
また、内部統制管理を主体とする「CSR・リスク管理推進本部」と情報の共有化を図り、内部監査機能の充実に努めております。
内部監査室では、代表取締役との定期会合を持ち、内部監査報告を行っております。

7　監査法人保森会計事務所と監査契約を締結し、監査法人は公正不偏の立場で監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は横山博氏及び小山貴久氏であります。当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名であります。

8　企業経営及び日常業務に関して法律上の判断を必要とする場合には、随時法律事務所にアドバイスを受ける体制をとっております。

9　当社では、CSRとリスク管理を中心的課題と捉えた内部統制システムを構築しており、システムの合理性、管理体制をより充実させるために「CSR・リスク管理推進本部」を設置しております。下部組織は「財務報告に係る内部統制委員会」、「環境委員会」、「全社安全衛生委員会」、「化学物質管理委員会」、「輸出管理委員会」、「品質管理委員会」の各委員会から成り、事務局である「CSR推進部」に多方面から情報が収集される仕組みを取っております。
またグループ全体のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備のため、各委員会の上位組織として「コンプライアンス部会」、「リスク管理部会」を設置しております。これらの組織は社長直轄組織とすることで、迅速な意思決定ができる体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

経営から独立した社外人材の視点を取り入れて意思決定の監視・監督機能を強化するため、取締役11名のうち2名、監査役4名のうち2名を社外から選任しています。また、当社は監査役設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に対し、充分な議案検討の期間を設けるため、株主総会招集通知を会社法の期限と比較し3営業日以上早期発送しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報（有価証券報告書・決算短信・英文決算短信等）、決算情報以外の適時開示情報、招集通知、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専任部署ではありませんが、広報本部、経理・財務本部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
	【CSR活動の実施】 「CSR・リスク管理推進本部」は、「CSR基本方針」に基づき大日精化グループ全体としてCSR活動に取り組んでおります。 具体的には、 〔人権〕 基本的人権を尊重し、人権侵害には加担しないこと。 〔労働〕 労働者の人格、個性等の尊重、雇用の確保と安全で働きやすい環境の確保。強制労働や児童労働の禁止。 〔環境〕 環境汚染の予防、限りある資源の有効活用、自然環境の保護と回復に努める。 〔公正・コンプライアンス〕 公正・透明・自由な競争並びに適正な取引の実施。一切の腐敗(不正)行為の禁止。 また、国内外の法令等の遵守。 〔消費者〕 より安全で環境にやさしい社会的に有用な製品、サービスの開発と提供。 〔コミュニティー〕 地域活動への積極的な参加、市民社会の秩序や安全性確保に努める。また、企業活動に関する情報の公開。 〔情報の保護〕 企業情報及びプライバシー情報の保護。 〔リスク管理〕

環境保全活動、CSR活動等の実施	定期的な事業の評価による新たなリスクの早期発見と排除。 〔経営資源〕 企業活動の源泉である経営資源の適正配分と利益の確保。 〔教育〕 全役員及び全従業員に対し行う継続的な教育の実施。 などの活動を行っております。 【環境保全活動の実施】 「環境委員会」を中心に、「CSR基本方針」及び「環境に関する経営基本方針」に基づき一丸となって環境管理活動を実施しております。 具体的には、 1. 地球温暖化対策 2. 廃棄物削減・リサイクル推進 3. 大気・水質・騒音・振動・臭気対策 4. 化学物質安全管理 5. 安全衛生・作業環境改善 6. 保安防災・耐震対策 7. 特定環境対策 8. 環境会計 9. 環境配慮型製品開発 10. PRTR関連 などの活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、経営の有効性と効率性並びに透明性を確保し、企業倫理の高揚、法令遵守・リスク管理等の充実を図るためには、当社グループの実情に適した内部統制システムの構築・整備及び運用が必要であると認識しております。
平成24年に設置した「CSR・リスク管理推進本部」及びその構成組織である「財務報告に係る内部統制委員会」、「環境委員会」、「全社安全衛生委員会」、「化学物質管理委員会」、「輸出管理委員会」、「品質管理委員会」を推進組織として、ガバナンス機能の一層の充実を図るとともに、内部統制の中心課題であるリスク管理、コンプライアンス体制整備のため「リスク管理部会」、「コンプライアンス部会」を設置し全社的なCSRの推進体制の強化を図っております。

1　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)当社及び当社グループ会社に係わる重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。
2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果すため、「社是」のもと、「CSR基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は「情報セキュリティ管理規程」及び「文書保存管理規程」を定め業務上の情報の保存・管理に関して適切な運用を行います。取締役の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については適切かつ確実に保存され、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とする時にはいつでも閲覧することができます。

3　損失の危機管理に関する規程その他の体制
様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、業務を分掌・管理する各々の機構組織部門において管理します。また、取締役を責任者として組織されている「CSR・リスク管理推進本部」がリスク評価を進めると共に、全般的なリスクを統括します。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に、関係する取締役によって構成される経営戦略会議において審議し、取締役会にて執行決定を行います。
また、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される「損益管理委員会」にて審議します。
2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの権限とその責任の範囲を明確にします。

5　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため「社是」のもと「CSR基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」などを制定し、周知徹底させます。
また、「CSR・リスク管理推進本部」は、コンプライアンス相談・通報窓口を通じてコンプライアンス違反の早期発見・是正の体制を整備します。

6　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)当社及び当社グループ会社の適正な業務の推進を確保するために「関係会社管理規程」、「職務権限規程」において子会社の決裁、報告の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関し当社の業務担当部門が関与することにより、報告・決定が適正に行われる体制を整備します。
2)当社及び当社グループ会社の全てに適用される「リスク管理規程」を定め、「CSR・リスク管理推進本部」がリスクの評価及び情報の共有を図ると共にリスク管理体制を整備します。
3)当社及び当社グループ会社の全てに適用される、「社是」、「経営理念」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」、「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

7　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。

8　当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を要件とし、取締役からの独立性を確保します。

9　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性を確保するための体制
監査役補助者は、その職務を行うに当たっては監査役の指示にのみ従うものとすることにより、監査役の監査補助者に対する指示の実行性を確保します。

10 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役は取締役会に出席すると共に、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、その他の重要会議または委員会に出席します。

11 その他監査役への報告の体制
当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。
また、内部通報制度を拡充し、使用人が監査役に対して直接通報できるシステムを導入し、「CSR・リスク管理推進本部」に通報された情報は、監査役とも共有化される体制を構築することとしています。

12 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループでは、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない旨の定めを「内部通報規程」に置くことにより、当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

13 監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

1)監査役は、取締役会に出席すると共に、重要事項を審議及び報告する会議に出席します。
2)監査役は必要に応じて稟議書等の関係資料を閲覧することで、監査の実行性を高めます。

14 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等の内容が明らかに当該職務に必要でないと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理を行います。

15 金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制
金融商品取引法第24条第４項第４号に規定する「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため「財務報告に係る内部統制委員会」が主管して財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築すると共に内部統制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要があれば適切な是正・指導を行う体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。
また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社の関係部門との協力・連携体制を強化します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

1　会社の支配に関する基本方針
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。
当社の株式は譲渡自由が原則であり、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであるとともに、会社の方針を支配する者の在り方についても、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されるべきものであります。
また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等があった場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。
しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社や株主の皆様に対して買付に係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主の皆様に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の有する本来の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。
このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2　会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み
当社は、1931年（昭和6年）に顔料・着色剤の国産化を目的に設立して以来、世界に数少ない色彩の総合メーカーとしての地位を築いてまいりました。プラスチック時代の幕開けとなった1940年代半ばより各種プラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を先駆して世に送り出しました。このような創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、顔料特性を熟知した素材メーカーとして、カラー化時代の先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工・配合等の基本技術と応用展開の結実として、現在、各種合成樹脂着色剤、各種印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品やIT関連製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインアップを擁し、「ハイテクと色彩科学の総合メーカー」として広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。
このように、当社は創立以来蓄積してきた「有機無機顔料・顔料処理技術」「分散・加工技術」「機能性樹脂合成技術」の3つのコア技術を企業価値の源泉とし、品質・コスト競争力とブランドの向上に努めながら色彩の総合メーカーとして、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。これらは、数値に表れ難い企業価値として重要な要素と認識しております。
当社は、製品事業部門ごとに中期3ケ年事業計画を遂行しており、また、「グローバル企業としての事業基盤の強化」を目標とし、内外グループ企業全体としての経営資源の効率化や利益の最大化にも取り組んでおります。
当社は、「事業を通じて社会に貢献すること」、「自然と人類の共生を図ること」を経営理念としております。人類文化の保護発展と自然環境を護り、企業のよってたつ「環境・健康・安全」を良好に保つことを企業目的の一つとしております。国際規則及び国内外の関係法令を遵守するとともに、企業活動に伴う資源・エネルギーの効率的な利用、産業廃棄物の減量、再資源化・再利用化、安全のための予防・緊急対策等をも含めて化学メーカーとしての行動指針としております。
また、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守及びリスク管理等の徹底のために、「CSR・リスク管理推進本部」を設置し、内部監査の独立部門である内部監査室と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。
以上、当社では多くの投資家の皆様に中長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のため、役員・社員一丸となって上記のような取組みを実施しております。今後とも株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を磐石なものとするため一層その充実、拡充に努める所存であります。これらの取組みは上記1　会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

3　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み
当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、平成26年6月27日開催の第111期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。
本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。
本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、（1）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（2）必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。
本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。
このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか

否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社第114期定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、(1)当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、(2)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。
継続後の本プランの詳細につきましては、当社インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.daicolor.co.jp)に掲載しております。

4　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
本プランは、(1)買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、(2)当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、(3)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、(4)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、(5)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 情報収集
適時開示が必要な各種会社情報は、担当取締役(情報取扱責任者)及び経理・財務本部が当社各部門・グループ会社より適時に報告を受け、一元的に把握・管理することにより、網羅的かつ適時に開示できる体制を構築しております。

2. 開示要否の検討・開示資料作成担当取締役(情報取扱責任者)及び経理・財務本部と関係部門において、収集された全ての各種会社情報を適時開示規則に照らし合わせて検討して適時開示の是非を判断し、開示が必要と判断したものについて開示資料を作成します。

3. 決議もしくは承認開示資料を作成後、取締役会の決議もしくは承認を得ることで、開示資料の公式性を確保しております。

4. 開示決議もしくは承認を受けた開示情報は、TDnetシステムを利用して東京証券取引所に開示することで、公表の公平性に配慮しております。

大日精化工業株式会社
会社情報の適時開示に係る社内体制の概要(模式図)

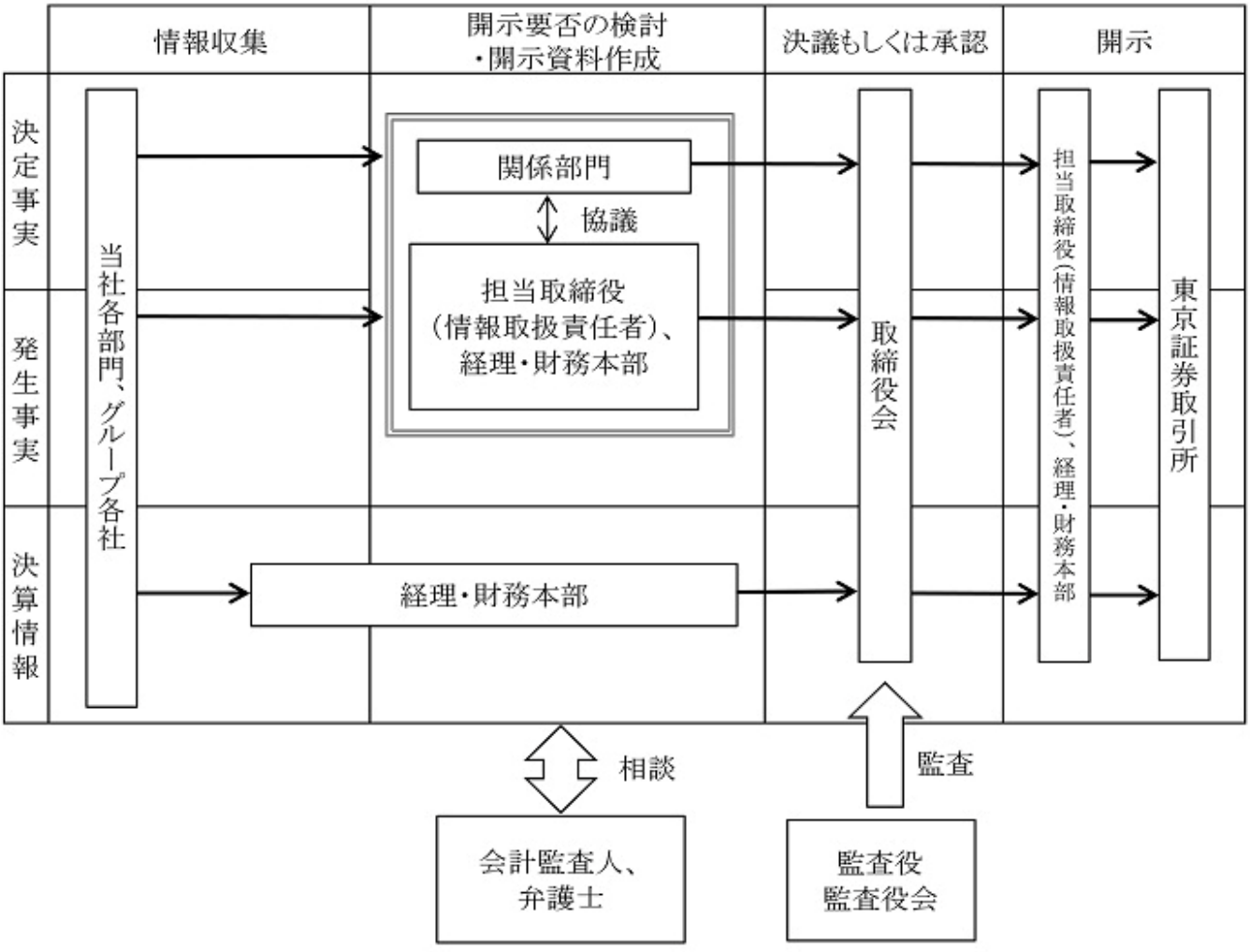

※　適時開示に係る社内体制全体について、内部監査室がモニタリングを実施し、必要に応じて改善提案等を実施しております。